

平成21年5月12日

各 位

会 社 名 東京応化工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 中村洋一
コード番号 4186（東証第一部）
問 合 せ 先 広報部長 赤間 廣
TEL. 044-435-3000

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月12日開催の取締役会におきまして、本年6月25日開催予定の当社第79回定株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループにおける今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に定める事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下、「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券電子化）されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、平成21年1月5日をもって、当社は株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされましたので、現行定款第7条（株券の発行）を削除するとともに、現行定款第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）の単元未満株式に係る株券の不発行に関する規定および現行定款第12条（株主名簿管理人）の株券喪失登録簿に関する文言につきましても不要となりましたので、これらを削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿につきましても、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年が経過する日までこれを作成して備え置かなければならないため、附則をもって所要の規定を設けるものであります。なお、この附則は期間経過後の平成22年1月6日をもって削除するものといたします。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、現行定款第10条（単元未満株式についての権利）の実質株主に関する文言および第12条（株主名簿管理人）の実質株主名簿に関する文言は不要となりましたので、これらを削除するものであります。
 - ③ 上記変更に伴い、現行定款第8条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

1/3

◆本件に関するお問い合わせは◆

東京応化工業株式会社 広報部

〒211-0012 川崎市中原区中丸子150番地 TEL. 044-435-3000(代) FAX. 044-435-3020

<http://www.tok.co.jp/>

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 (省 略)	第2条 (現行どおり)
(1)	(1)
↳ (省 略)	↳ (現行どおり)
(8)	(8)
(新 設)	<u>(9) 特定労働者派遣事業</u>
<u>(9) (省 略)</u>	<u>(10) (現行どおり)</u>
<u>(株券の発行)</u>	
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
第8条 (省 略)	第7条 (現行どおり)
(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)	(単元株式数)
第9条 (省 略)	第8条 (現行どおり)
<u>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、</u> <u>単元未満株式に係る株券を発行しな</u> <u>い。</u>	(削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下</u> <u>同じ。)</u> は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。
(1)	(1)
↳ (省 略)	↳ (現行どおり)
(4)	(4)
第11条 (省 略)	第10条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第12条 (省 略)	第11条 (現行どおり)
② (省 略)	② (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条 （省 略）</p> <p>第44条 （新 設）</p>	<p>③ 当社の株主名簿および<u>新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿および<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条 （現行どおり）</p> <p>第43条 附 則</p> <p>① <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>② <u>前項および本項は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前項および本項を削除する。</u></p>

以 上